

○福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第一百十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事業者等の責務）</p> <p>第五条　（略）</p> <p>2　（略）</p> <p>3　老人福祉施設、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設の開設者は、常に、老人及び心身障害者の心身の特性並びに当該施設の入所者等の心身の状況を踏まえ、必要な福祉用具の導入に努めなければならない。</p>	<p>（事業者等の責務）</p> <p>第五条　（略）</p> <p>2　（略）</p> <p>3　老人福祉施設、身体障害者更生施設その他の厚生労働省令で定める施設の開設者は、常に、老人及び心身障害者の心身の特性並びに当該施設の入所者等の心身の状況を踏まえ、必要な福祉用具の導入に努めなければならない。</p>

○児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第百十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（立入調査等）

第九条
（略）

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する吏員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十二条第五号の規定を適用する。

（立入調査等）

第九条
（略）

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する吏員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十二条第四号の規定を適用する。

○身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）新旧対照表（平成十八年一月一日施行）

（附則第百十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（訓練事業者の義務）	（訓練事業者の義務）
<p>第三条 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法（昭和二四年法律第二百八十三号）第三十三条に規定する盲導犬訓練施設をいう。）を經營する事業を行う者、介助犬訓練事業（同法第四条の二第四項に規定する介助犬訓練事業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者（以下「訓練事業者」という。）は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。</p>	<p>第三条 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法（昭和二四年法律第二百八十三号）第三十三条に規定する盲導犬訓練施設をいう。）を經營する事業を行う者、介助犬訓練事業（同法第四条の二第十二項に規定する介助犬訓練事業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者（以下「訓練事業者」という。）は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。</p>

2
(略)

2
(略)

○身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第百十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（訓練事業者の義務）

第三条 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法（昭和二十二年法律第二百八十三号）第三十三条に規定する盲導犬訓練施設をいう。）を經營する事業を行う者、介助犬訓練事業（同法第四条の二第三項に規定する介助犬訓練事業を行いう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者（以下「訓練事業者」という。）は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。

（訓練事業者の義務）

第三条 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法（昭和二十二年法律第二百八十三号）第三十三条に規定する盲導犬訓練施設をいう。）を經營する事業を行う者、介助犬訓練事業（同法第四条の二第四項に規定する介助犬訓練事業を行いう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者（以下「訓練事業者」という。）は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。

2
(略)

○地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第

新旧対照表（平成十八年一月一日施行）
（傍線の部分は改正部分）

号）

（附則第一百十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第六条（略）

25（略）

第六条（略）

25（略）

6 地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業（以下「公営住宅建替事業」という。）の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに公共公益施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第号）第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。）又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは高齢者向け優良賃貸住宅を整備することが地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第二号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建替

6 地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業（以下「公営住宅建替事業」という。）の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに公共公益施設（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第十項に規定する知的障害者地域生活援助事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。）又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは高齢者向け優良賃貸住宅を整備することが地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第二号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建替

事業に関する事項を記載することができる。

替事業に関する事項を記載することができる。